

# 官報

号外 昭和二十三年六月五日

## ○第二回衆議院會議録第五十五号

昭和二十三年六月四日(金曜日)

午後二時九分開議

議事日程 第五十一号

昭和二十三年六月四日(金曜日)

午後一時開議

一 國務大臣の演説

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

予算案の提出時期に関する緊急質問 (山口喜久一郎君提出)

○山下榮二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、山口喜久一郎君提出、予算案の提出時期に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程に追加せられました。

予算案の提出時期に関する緊急質問を許可いたします。山口喜久一郎君。

〔山口喜久一郎君登壇〕

○山口喜久一郎君 私は、民主自由党、社会革新党、第一議員俱樂部、日本農民党、無所属を代表いたしました。予算提出時期に関する件について

質問を試みたいと存するのであります。

芦田総理大臣は、一昨夜ラジオのマイクを通じて、全国に向けて予算案はでき上りましたと放送されたのであります。が、いかに現内閣が羊頭を掲げて狗肉を賣ることに妙を得たといえども、われわれ議會人といたしましては、財政法の命ずるところにより、成規の手続を経て國會に提出されざる限りにおいては、予算案ができ上つたといふのであります。〔拍手〕街頭の紙芝居の解説といえども、かかる虚構の言を弄することはできません。〔拍手〕いれども、さきに政府が議會において、五月の十五日までは必ず予算案を提出すると確約されたはずであります。しかし、その審議期間を見込んで会期は六月二十日まで延長されたはずであります。しかも、今日まで在萬日をむなしゆうしたその責任に対しては、苦米地官房長官が、昨日議院運営委員会において、わずか遺憾の意を表されたのみであります。が、われわれは、苦米地官房長官のその言葉だけでは、了承することはできないのであります。〔拍手〕

政府は口を開けば、ただに本予算案の遅延に限らず、自己の不明と不手ぎわをカバーするために、常に關係方面云々というふうなことを言わるのであります。が、本予算案に関する限りにおきましては、關係方面の了解を得る日数も含まれて五月十五日までは必ず提出するといふことを約束されたではありませんか。〔拍手〕この原因はいろいろあるとは思ふのであります。が、現内閣が根本的に主義主張の異なる、相異なる二つの魂が、政權に恋々たるあまり、かじりついておるといふことに原因があるのであります。〔拍手〕軍公利拂といひ、あるいは鉄道運賃、通信料金の値上げといひ、未だに三派間において種々の論議を交されておるといふことが、ひいてもつて今日予算が遅延した理由ではありませんか。〔拍手〕みずから深く反省してもらわなければならぬ次第であります。いれども、聞くがごとくならば、五月二十日に行われたる宮城縣第二区の補欠選挙には、芦田総理大臣初め、一松建設院総裁、竹田厚生大臣、水谷商工大臣、野溝國務大臣、鈴木法務総裁、岡田運輸大臣までが、大わらわになつて選挙に従事されて、予算を編成すべき重大な時期において、かかる大臣諸公が、一補欠選挙に中央をあけておいでになつておる。しかも予算は遅延し

て、今日まで提出されないといふのであります。本予算案の遅延にこのことが重大な原因であつたといふことに、みずから思いをいたされなければならぬはずである。〔拍手〕

しかるに政府は、完全にでき上らぬ予算をもつて、今月八日を待たずして、軽率にも本日大蔵大臣が予算の大綱なるものを説明されようといふのであります。國會の慣例に従えば、予算案の全体ができ上つた上で、印刷の都合上予算を内示し、あるいは政府が施政方針の演説をするといふことは、許されておつたことであり、そのが、未完成の予算をひつさげて、その大綱の説明をなすといふがごときは、思ひ上つた行動であると私は思ふのであります。〔拍手〕おそれくは、余命いくばくもない現内閣が退陣を急がれるところの前奏曲以外の何ものでもありません。〔拍手〕

ここにおいて、われわれ野党連合といたしましては、これから行われるであろう大蔵大臣の予算大綱なるものの説明に対しては、國會法の建前から、大蔵大臣が自由なる立場においての財政方針の中間報告として以外には承りおかれぬ次第であります。〔拍手〕政府があらためて成規の手続を経て予算案を提出するまで、われわれの質問をここに留保しておくことを表明しておきます。〔拍手〕

の本案は、政府が昨日議院運営委員会において言明されたがごとく、本月の八日までは、必ず今度こそは提出されるかどろかという点が一つ。なお、五月の十五日に予算案が提出されると見て、本会期は六月二十日まで延長されたのであるが、はたして六月八日に本予算が提出されて、六月二十日まで、会期を延長することなくしてこれを議了することができるといふかどうかという点も一つであります。しかし、本予算提出後におけるわれわれ野党各派の質問に対して、誠意をもつて政府はこれが答弁に当るかどろかといふ以上四点であることを銘記された。〔拍手〕

〔國務大臣(芦田均君) 答へいたします。〕

五月中旬に予算書を提出する旨議院運営委員会において政府から約束をいたしておつたにかかわらず、種々の事情によつてその期日に遅れて、やむを得ず、とりあえず大綱を國會に提出いたしましたことは、政府としてはまことに遺憾に存するところであります。ついでに予算書は、さきに議院運営委員会において政府から言明いたしました通り、期日に國會に提出する決心であります。

さらに、第三の御質問でありました会期の問題につきましては、政府の希望をいたしましては、できるならば六月の末日ごろまで会期を延長して、その間に議案の審了を得たいと考えております。

官報号外 昭和二十三年六月五日

衆議院會議録第五十五号 予算案の提出時期に関する山口君の緊急質問

までもなく、質問に対して政府が答えるの体立憲政治における当然の責任であることを御承知を願います。(拍手)

一 國務大臣の演説

○議長(松岡剛吉君) 大蔵大臣より、財政に関する演説のため発言を求められております。これを許します。大蔵大臣北村徳太郎君。

○國務大臣(北村徳太郎君) われ

は、今までも、明確な恐怖はあつても、安定への希望はきわめて漠然としたものでしかあり得なかつたのであります。しかし、今や耐乏と苦闘のうちによりやく生存から生活へ、危機感から安全感への十字路にたどりつてゐるといふのであります。この重大な時期に際会いたしました。昭和二十三年度予算案の編成にあたりまして、まず第一の努力は、予算と物價との相互均衡をとるという一点に注がれたのであります。このことたるや、重大にして、しかもまたきわめて困難な問題であります。これに相当時日を要し、遂に暫定予算の御審議を煩わすこと数回に及び、このほどようやく成果を得るに至りましたが、なお事務上の都合で、正式な予算案としての提出は若干遅れる見込みであります。この際大綱について御説明申し上げるとともに、現下の財政金融政策につきまして所信を申し述べたいと存する次第であります。

また、重要な点の二、三について申し述べたいのであります。まず第一に、物價及び賃金と予算との関係であります。昨年七月の物價改訂後、賃金と実効物價との上昇線は相当な差がついたもの、なお継続いたしております。このため、特に官業と基礎産業とは今なお採算割れを來し、これがため、鉄道、通信兩特別会計の運営收支における赤字、石炭、鉄鋼、肥料等いわゆる安定物價に對する價格調整補助金等実質上の財政負担と見られるものは、最近月額百億圓に達する状況となつたのであります。かかる財政及び金融上の負担を引続き持続いたしましたことは、インフレーションの前途に重大な暗影を投ずるのみならず、企業の見地から見ましても、かかる重要産業の基礎を不健全なまま放置することはできないので、ここにこれらの價格の改訂を行い、企業の運営を正常化するに必要となつたのであります。しかしながら、賃金・物價の循環的高騰を遮断するためには、この際價格補正の程度をできる限り低位に止める必要があるわけがございます。従つて政府は、困難な際ではあります。財政負担において物價騰貴の波及を抑制し、健全財政を堅持しつつ物價と賃金との安定をはかり、生産の正常化へも効果あらしめようとする努力いたしました次第であります。すなわち一般會計においては、五百十五億圓の價格調整補助金を支出いたしまして、公定價格の著しい上昇を緩和することとし、鉄道、通信兩特別会計に對しましては、一般會計から百三十億圓の運営收支不足金の繰入を行い、かくいたしまして、鉄道運賃の値上りは通行税を含めて現行料

率の三・五倍、通信料金の値上りは現行料率の四倍に止めることとしたのであります。賃金については、右の價格補正を斟酌して、現在における一般勤労者の実質賃金を確保せしめることとし、これがため、所得税について相当大幅の軽減を行ふ等の措置を講じたのであります。第二の点は、健全財政の原則を一般會計、特別會計及び地方財政を通じて貫徹したことであり、財政の健全性とは、申すまでもなく、一般會計のみならず、特別會計、地方財政を通じて財政全体として、その收支の均衡適合をはかることであるべきはもちろんであるからであります。このことは、物價と賃金との騰貴を抑制しつつ、しかもこれによる國民負担の増大をできるだけ避けねばならない情勢のもとにおいて、きわめて困難であり、予算の編成にあたり最も苦心いたしましたところでございます。結局、各特別會計においても、地方財政においても、運営上の收支に對し、見逃しむね赤字を出さず、済ます見逃しがつきましたことは、財政健全化のために喜ぶところであり、かつ、もつとも資本的支出に属するものにつきましても、経費の性質上公債または借入金によることとしたものもありません。これは資本勘定として当然の措置と考えているのであります。

第三は、國民経済との関連でございます。財政の健全化のためには、財政收支が均衡を得るのみならず、さらに財政の規模が國民経済全体に適應することが必要でございます。國民経済力の総合的指標たる國民所得を見ますに、昭和二十三年度は大よそ一兆九千億程度と概算せられるのであります。これに對し、一般會計の歳出三千九百九十三億圓余は二・一%にあたり、前年度の一・八%に比し多少増率となつております。本年度の國民所得は、實質的に見て昨年度に比し相当増加することは期待できますが、わが國經濟の實力が未だきわめて貧困であることに顧みずれば、この負担は相当の重圧と思われ、しかし、經濟の安定、國の復興その他のためには、わが國のなすべきところはきわめて多いのであります。日本建設のためには、この際新しい日本建設のためには、この負担をもちえて甘受しなければならぬと思つて、この点については今しばらく御辛抱を願わねばならぬと思つております。第四に、行政整理に関する点でございます。國內經濟態勢を整備して外資の導入を容易ならしめ、わが國經濟を復興するためには、經濟部門と密接な關係を有する行政部門をまず能率化する必要があることは、申すまでもありません。この目的を達するため、政府は行政事務の整理再編成と機構の簡素合理化を行ふこととし、目下着々具体案を検討作成中であり、この際、まず、予算上においてもとりあえず一般會計の人員費の一割五分に相当する額を節約することとし、もつて行政整理の実施を財政の面からも促進することとした次第であります。

以上の観点に立つて作成されました予算の概要は、大体歳入歳出ともに三千九百九十三億圓余でありまして、歳入は、租税及び印紙収入二千六百三十億圓余、専賣益金九百四十三億圓余、その他の官業及び官有財産収入七十二億圓余、雑収入三百三十六億圓余、前年度剩餘金八億圓余であり、歳出は、終戦処理費及び賠償施設処理費千六億圓、價格調整費五百十五億圓、鉄道通信行政監督費二百二十億圓余、鉄道業務收支差額繰入九十億圓、通信業務收支差額繰入四十億圓、船舶運賃補助四十億圓、地方分與税分與金四百四十九億圓余、公共事業費四百二十五億圓、政府出資百八十九億圓余、その他千二百十八億圓余であります。この内容については、近く予算案を提出する際詳細に御説明申し上げますこととしたのであります。また、概要として簡潔に申し述べますれば、歳出のうち人員費については三千七百円ベース、物件費については、公定價格はおおむね七割程度の騰貴を前提とし、積算いたしましたのであります。次に終戦処理費及び賠償施設処理費については、最近の實情に今後の見透しを加え、物價の騰貴率を勘案して計上したのであります。事業量としては、前年度に比し若干減少するものと考へております。價格調整費については、今回の價格補正以前にかかる分七十五億圓、今後における石炭・鉄・肥料その他重要物資の販賣價格の急騰を抑制するために必要な調整費四百四十億圓を計上したのであります。鉄道、通信兩特別会計の業務勘定に對する赤字の補填及び船舶運賃會への補助は、いづれもさきに申し述べた價格補正の方針に則り、現行料率に比し、鉄道運賃は通行税を含めて三・五

借、通信料金は四倍、海上運賃は三倍の線にこれを抑制し、現状において実行可能な合理化を断行して、なお不足する分を一般会計から繰入れることとしたのであります。

鉄道通信の行政監督費繰入は、兩特別会計に属していた行政または監督の性質を有する経費をこの際一般会計の負担に移し、これら企業特別会計の独立採算制を徹底せしめることとした次第であります。

地方分與税分與金は、地方財政の状況に顧み、赤字借入を避けるため必要な金額を地方公共団体に分與することとしたのであります。

公共事業費については、昨年における災害その他の事情を勘案し、前年度に比し若干事業量の増加を見込み、これに價格補正による單價の増嵩を加えて計上いたしました。

政府出資については、復興金融公庫に對し、本年度において民間保有に属する復興金融債券の償還に必要な金額を目途として出資することとし、その金額百八十億円と、その他に對する政府出資とを合わせ、合計百八十九億圓余を計上いたしましたのであります。

以上歳出を概観いたしますと、終戦処理費、實質上の價格調整費及び地方分與税分與金のみで、すでに歳出總額の五三%を占め、爾余の経費をもつて戦災復旧、教育文化、保健衛生、産業経済等々施策の万端を履行せねばならぬことは、物價騰貴の点を考え合わせ、財政の困難を如実に示しておられるのであり、この大きな國民的苦惱について十分の御理解を願いたいと存するものであります。

次に、歳入について説明を申し上げます。

以上に述べた巨額の経費をいかにして賄うかにつきましては、健全財政の原則から、財源のすべてを普通歳入によることとし、その大宗たる租税と専賣収入につきそれぞれ、所要の措置を講ずるとともに、その他の収入については、物價等の状況に顧みて、できる限りの努力を盡すこといたしました。専賣収入については、すでに法律案を提出しましたが、租税についても、数日中にそれら法律案をもつて御審議を煩わすつもりであります。その大要は次の通りであります。

まず租税につきましては、最近における賃金、物價等経済諸情勢の推移に即應して、國民の租税負担を調整、合理化するとともに、財政需要に對應して収入を確保することを目途として、税制の全般にわたり改正を加えることいたしました。すなわち、租税の中核たる所得税については、所得の変動、課税の実情等に照らして財政事情の許す限り負担を軽減するため、基礎控除、扶養控除及び勤勞控除を相当程度引上げるとともに、税率を大幅に引下げることとしたのであります。價格の補正の政訂が勤勞所得者に加える重圧に對し、税の軽減によつてこれを緩和しよと努めた次第であります。また法人税については、産業の振興、外資の導入等に資する見地から、超過所得の税率を引下げ、外國法人を本邦法人並に取扱う等法人負担の軽減をはかり、勤勞者の税負担軽減と相まつて、生産活動の促進に對して期待できるような方途を講じたのであります。次に、物價の変動に即應して、間接税中従量課税の酒税等につき相当の増徴を行うことといたしております。さらに経済情勢の変動に即應し、所得税及び法人税の減收の一部を補填して租税収入を確保し、財政の基礎を堅実ならしめるため、今回新たに取引高税を創設し、各取引段階に對し百分の一程度の課税を行うことといたしました。今次の予算に計上した租税及び印紙収入の総額は二千六百餘億圓に上り、租税は總歳入の三分の二を占め、決定的に重要となつていゝのであります。しかも、すでに國民生活が一般に相当窮迫してゐる実情に顧みれば、中央地方を通ずる國民の租税負担は決して輕くないのであります。租税収入の確保が財政収入の均衡を得るために不可欠の前提でありますから、この際全國民各位に對し、租税の完納につき一段の忍苦努力のほどを切望する次第であります。政府といたしましては、國民所得の分布状況の変動が激しい現状において、租税負担の公正をはかりつつ租税収入を確保するため、徴税機構を整備強化し、税務の運営方法を刷新改善し、特に大口利得者の課税の充実に努力し、負担の適正をはかることと、國民の納税に對する認識の普及徹底に一層の努力を拂う所存であります。

次に、専賣益金は九百四十三億圓余でありまして、タバコ専賣において、國民生活との調和をはかりつつ財政需要の増大に即應するよう、新たに自由販賣品を發賣するとともに、生産數量を増加することとし、また従來の定價を、最近の物價情勢に應じて引上げた次第であります。

以上、租税及び専賣益金のほか、價格補正に伴う價格差益納付金百八十八億圓余と、官有財産収入、財産税等收入金特別会計受入金等その他の普通歳入合計二百二十一億圓余を計上いたしましたのであります。

以上、昭和二十三年財政の大要につき説明いたしました。この機会に、最近における財政経済情勢につき政府の所信を申し上げたいと存じます。悪性インフレーションの根源が財政收支の不均衡に端を発することは周知の通りでありまして、健全財政はインフレーション克服のための第一の要請であります。この意味において、昭和二十二年年度予算も收支の均衡を標榜して編成され、昨秋における予算補正に際しても、財政需要の著しい増嵩をすべて租税と専賣益金を中心とする普通歳入で賄つたのであります。しかるに、支出済額と収入済額との間に生ずる時間的なずれのため、昨年末においては、支出は千八百十五億圓余で、予算額の五五%に當るに反し、収入は五百七億圓余で、予算額の二三・八%に止まり、収入は支出の約半分を満たすにすぎぬ状況で、このため財政收支の破綻が深刻に憂慮されたのであります。その後さいわいに、國會を中心とする納税國民運動と、税務職員の間でひたむきな努力とは、國民の深い理解と相まつて、一月以降顯著な成績をあげ、四月末日までに、予算額千三百五十億圓余を若干上まわる程度の租税を確保し得たのであります。昭和二十二年度は辛くも收支の均衡を保持することができ、融資規制と相まつて通貨

の増勢は著しく抑制され、インフレーションの進行を阻止することに多大の寄與をなしたものであります。すなわち、昨年末二千九百九十億圓を超えた日本銀行券発行高は、その後今日に至るまで二千二百億圓を下し、物價の騰勢も鈍化を示しております。しかしながら、年度の途中における収入と支出との時間的ずれは通貨増発の原因となりますので、本年度は、予算の実行上その時期的調整をはかり、通貨の増発を結果するようなどこないよう万全を期する覚悟であります。

次に、地方財政について一言いたします。健全財政の必要は、地方財政においても、中央の財政と何ら異なるところはないのであります。しかも地方財政の窮乏は、國の財政における以上のものであるのであります。これは六・三制の経費や災害土木費あるいは自治警察の費用等々のため歳出がいよゝ増大し、本年度は大よそ二千億圓になん／＼とするにかかりませぬ。その財源は大部分を地方分與税分與金等國の歳出に依存してあり、独立財源が貧弱などによるのであります。政府はかねてから、國の財政と地方財政の吻合調整の方途につき鋭意研究を重ね、國費と地方費との負担区分を明確適正にするとともに、實情に即した地方税制の確立、たとえは事業税の創設、あるいは入場税を地方に委譲する等の方途を講じておるのであります。別途、地方財政法及び地方税法の一部を改正する法律案を近く提出いたすつもりでございます。

元來、通貨増発の原因の一半は産業の資金の需要の増大にあるのでありますから、通貨面からするインフレーション対策は、財政面と金融面の双方にわたつて行わなければなりません。政府は、財政面における健全財政主義と相照應いたしまして、金融面においては健全金融主義の原則を堅持しているのであります。このために、昨年三月

以來金融機関資金融通規則が施行され、金融機関からの貸出は、原則としてその蓄積資金をもつて賄ひ、またいわゆる赤字金融をなさない方針をとり、信用面からする通貨膨脹を極力抑制してまいつたのであります。しかして融資については、経済の安定、産業の復興、生産の増強等の見地から見

まして、産業各般にわたつて緊急度に應ずる順位を決定し、資金が当面必要な方面に重点的に融資せらるるよう規制してあるものであります。かくて過去一年余の実績は、通貨増発抑制上相当の効果を立証しているものと考えられます。

しかしながら、最近における徴税成績の著しい向上、政府支拂の引締め等のため、一部の産業において事業資金の逼迫が訴えられ、近々行われる價格の修正によつて、この傾向はますますその度を加えるのではないかと懸念されているのであります。わが國經濟再建上必要な事業に対し、價格修正等に伴

い運轉資金や設備資金の正常な需要の増加による適正な資金を供給することは、生産を続行し、經濟の正常な循環を確保するゆえんであると考えられますので、政府はインフレーション防遏

のため、健全財政と相並んで健全金融の原則はあくまで堅持しつつ、しかもその運用にあつては、実情に即してできる限り生産を増強するため効果的な施策をとる所存であります。すでに正規の配給物資、貿易物資等の生産に正規に必要な資金の供給を円滑ならしめるため、公團認証手形、配給手形、貿易手形制度を創設し、また農村金融対策をいたしましては、肥料、農機具、

農業等の購入代金等の農業生産資金を供給する手段として農業手形制度を創設し、その効果をあげている等が、その実例でございます。

なお、資金需要の根本的な原因が企業自体に内在する不健全性によるものであるならば、企業自体に立ち入つて健全化を行わなければならないので、健全金融は成り立たないのでございまして、國の企業や行政面における行政整理に並行いたしまして、民間企業についても整備合理化をはからなければならぬと考へております。

金融について特に注目すべきことは、いわゆる復金金融であります。復興金融庫は、わが國産業の復興再建に必要な資金で、一般金融機関から融資することが困難な資金の融通に当たつていのであります。その額は昭和二十二年中の金融機関の貸出総額中約三分の一を占め、かつ融資先の性質上、相当の赤字金融も行つております。しかし、その必要とする資金は復興金融債券によつて賄われ、かつその大部分が日本銀行の引受によつておりますので、一部にはいわゆる復金イン

フレの非難さえ聞くのであります。石炭、鉄鋼、肥料、電力等緊急産業への資金供給は一刻もゆるがせにできない現況に鑑みまして、やむを得ぬことと存じます。政府は、復興金融債券についてはできるだけ市場消化に努めるとともに、融資の回収及び使途の監査につき一段のくふうを重ねたい所存でございます。なお、復興金融庫は第五回の増資を計画中でありまして、近く必要な法律案を提出するはずでございます。

なお、従来企業は、その必要とする事業資金の大部分を金融機関からの融資に求めてきたのであります。通貨の膨脹を避け、健全な民主的經濟を確立するためには、今後所要資金は極力これを増資、拂込み等の安定した自己資本に求めるよう、漸次切りかえていく必要がございまして、このためには、申すまでもなく國民の証券投資に対する関心を高め、廣く國民の間に有價証券の分布をはかることが必要であり、さきに施行されました証券取引法の適切な運用等により、証券の民主化のため一層の努力を傾けたいと考へております。

以上、財政資金と産業資金とにわたつて、資金の需要面について申し述べたのでございしますが、かくして放出されたところの通貨がただちに還流し、これらの資金の需要を満たすことができれば、通貨の増発は起らないはずであります。従つて、資金需要に對應する貯蓄が不足な点にも通貨増発の要因が存するわけでございます。

貯蓄増強については、すでに一昨年秋以來の救國貯蓄運動が末端まで滲透して、相当顯著な成果をあげ、徴税成績の急上昇にもかかわりませず、本年

一月は百七十九億圓、二月は九十五億圓、三月は二百一億圓と、順調に進展してきてございしますが、四月には約四十億圓と著しい減少を見ました。この鑑みまして、インフレーション抑制のためには一層この國民貯蓄の増強が要請されますので、本年は貯蓄目標額を三千億圓とし、これが達成のため、さらに一段の努力をいたしたいと存じております。貯蓄増強の方策をいたしましては、まず第一に通貨への信頼感を増すことが必要である。しかるにもかかわりませず、ちまたにおいては新円再封鎖等の説をなすものがありま

すけれども、政府は、新円再封鎖のとき、一切さような措置はいたしませんことはもちろんであります。なお進んで貯蓄組合の結成を促進し、貯蓄慣習を喚起し、郵便貯金を初め貯蓄成績による資金の地方還元をはかる等諸般の施策を実施いたす所存でございます。すから、一層の御協力を切望する次第であります。

なお、外資導入の点から見まして、特に必要なのは信用組織の確立でございます。御承知の通り銀行、信託会社、保險会社等の金融機関は、一昨年來再建整備に努め、三月末日をもつて最終処理を完了し、新旧勘定を合併いたしました。いわゆる戦時補償の打切等に伴い生じた不良資産を清算いたしましたのであります。さらに近くそれら大増資を行ひまして、諸外國に劣らぬ資本構成を有する金融機関として再出発することになつております。

財政金融当面の情勢は以上の通りであります。終戦後第四年度の今年に入つてからの諸般の情勢は、全般的に見て次第に好轉しつつあるものと言え

ましより。すなわち、納税成績の目ざましい向上を主軸として、通貨はほとんど安定的状態にあり、また物資面においても、供米は昨年比しはるかに早く完遂され、各方面における國民各位のひたむきな經濟復興への努力は、今やようやく歩一歩とその実を結び始めたのであります。

しかしながら、このような國民の努力にもかかわらず、脚下の現実を顧みま

すとき、戰爭の慘禍はあまりにも大きく、鉱工業生産は未だ昭和五年の他の生活必需物資の生産は、七千八百萬の國民の最低必要量をとうてい満たし得ないのであります。この基本的な欠陥が解決されない限り、經濟の終局的な安定は期し得られません。そしてこの解決は、脆弱となつた國內經濟の基礎だけはとうてい望み得べくも

なく、國際經濟との關連において、すなわち外資の援助と貿易の振興によつて初めて可能となつてまいるのであります。事実、今日までのわが國經濟は、いわゆる緊急援助等米國政府の予算支出による外資の援助によつて崩壊を免れてきたのであります。しかしながら、今後進んで經濟の復興をはかるためには、政府による援助のみならず、いわゆる民間外資の導入を必要とする必要があることは言ひまでもありません。

しかるに、わが國經濟の現状は、インフレーション下にあつて労働不安は去らず、企業

の基礎は未だ整備されておらぬ等、民間投資にとつて採算の見

透しが困難であり、その安全性と利潤性を確保するには、なおほなほだ未だいしのであります。また経済が不安定なため、爲替レートの未だ決定せられず、国内価格は国際価格水準と遊離した、でこぼこのままに放任されておられます。しかも、相当非能率な経営が行われておる国内経済の状態が、貿易の振興に対して重大な妨げとなつているのであります。しかしさいわいにしるて、緊急援助費を初め相当巨額に上る米國政府の外交援助が傳えられ、ドレーパー使節團の報告書を通じて賠償の緩和、外交援助その他日本の経済的自立に対する深い関心が明らかとなり、また食糧事情が世界的に好轉しつつあること等を考え合わせますとき、われわれの前途に大きな光明がさしそめてきたことを認めることができると思ふのであります。

政府としては、この機会をとらえ、國內的にもこれに即應して再建のための施策を総合的に実施し、まずインフレーションの進行速度をできる限り緩慢化して、外資の援助を支柱とする一應の中間的安定を実現し、これを本格的安定への踏み台として、非能率なわが國経済を漸次國際水準に近づけ、もつて爲替レートの決定、民間外資の本格的導入、貿易の振興を実現いたしたいと考へておる次第であります。

ドレーパー使節團の報告書にも明らかな通り、この場合、総合対策のうち最も重要なことは、健全財政の確立であります。それは單に形式的な收支均衡に止まらず、收支の時期的調整をはかり、また中央地方を通じて一貫した健全財政でなければならず、さらに金融

面における健全金融と相表裏し、財政の赤字を金融面に轉嫁するごときことのない、實質的な收支の均衡を目的としなければなりません。これと同時に、衣食その他生活必需品の供給確保を裏づけとする実質資金の安定により、家計の赤字を克服し、また企業に對しては、金融、資材の両方面から經營の合理化、能率化をはかることに、よりまして、その赤字を解消せしめるより不斷の努力が続けられなければならぬのであります。

さきに述べましたように、終戦以來の國民の貴い努力は、今やようやく効果を現わし始め、しかも國際情勢の好轉が期待されるごときこそ、わが國経済再建にまたない好機であり、今こそわれわれは、経済安定の目標に向つて昂然と頭をもたげつつ、國內の協力態勢を整えて起ち上らねばならぬのであります。

昔、イヌラエルの詩人は、「われ山に向いて目をあく、わが助けはいずこより来るや」と叫びました。たれに頼るよりも、まず私どもは目を上げて、世界的視野に立ちつつ、みずから助けねばなりません。申すまでもなく、わが國民經濟の再建は……

〔発言する者多し〕  
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。  
○國務大臣(北村徳太郎君)(続) わが國民自身の努力によつて初めて実現されるのであります。外國の援助のみならず、みずから最善を盡さないような安易なる態度では、國民經濟の再建のため絶対に必要な外資の導入すら期待し得なくなり、遂にはわが國民

經濟を再び不安のどん底に陥らしめ、民族自立の希望は遂に達成することでもできずに終るであらましよう。連合國、殊に米國の好意にこたへる意味におきまして、われわれ國民は、この機会に昂然として起ち上り、一致協力し、苦しきに耐えつつ經濟再建の一途に努力を傾注いたさねばならぬと思ふのであります。かくて國民各位の再建への意欲と、不拔の勇氣と、たゆまざる努力とによりまして、不安と恐怖は一掃され、明確に前途を望みつつ、歩み進んで遠くはないことを私は信じて疑わない次第であります。(拍手)

救護施設に関する緊急質問(榊原亭君提出)  
○山下繁二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、榊原亭君提出、救護施設に関する緊急質問並びに多賀安郎君提出、鉄鋼増産に関する緊急質問を逐次許可せられんことを望みます。  
○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

救護施設に関する緊急質問を許可いたします。榊原亭君。  
〔榊原亭君登壇〕  
○榊原亭君 私は、最近激増しつつあります癩患者の犯罪に対する処置並びに癩病に對する救護事業そのものにおいて、はなはだ遺憾の点多く、これが緊急の対策を要するものありと考へま

すので、以下諸点につき、法務総裁並びに厚生大臣の責任ある御答弁を要求する次第であります。  
元來癩病といふ病は、ほとんど不治のものであります。恐るべき傳染病であることは、今日一般に認められてゐるところでございます。しかして、これら癩病をまつた社会から根絶一掃するためには、完全なる治療法のなき今日としては、どうしても癩病患者を一般社会から隔離收容して、その傳染源を断ち切るよりほかに途がないのであります。すなわち、これらの隔離收容せられた癩患者は、自身自身の病氣を治すというよりも、むしろ私ども一般の健康な國民に癩病を傳染させないために、みずから犠牲となつて、孤獨な、さびしい生活をもつて一生を終るのであります。ここに救護事業が数多い社会事業の中で最も重要な意義を有するといふ理由があるわけでありませぬ。

私も國民といたしましても、これら犠牲者が、その孤獨の生活のうちに何かしら温かい光明・希望を抱いて、安心して平和な生活ができるようにいたしますことは、國家の責任であり、また新しい憲法の精神よりいたしまして、あるいはまた人道上的見地よりいたしまして、最も大切なことであると信ずるものであります。

しかるに、ここにはなほ遺憾にたえないことは、近來、これら癩療養所内において、言語に絶する不道徳なる行爲が公然と行われ、ときには、きわめて悪質な犯罪さえも次第に増加しつつあるのであります。かつては平和な別天地であつたこれらの療養所の秩序はまつたく乱れ、善良な收容患者の不安・迷惑を増長しておるばかりでなく、さらにこれら療養所が一般社会におけるところの犯罪の温床と化しつつある事実であります。

したがって、これが原因のおもなるものは、現在わが國の癩病患者の犯罪者を收容すべき刑務所、あるいはこれに類する特殊なる施設が全然欠如しておること起因するのであります。

たとえば、ここに癩病患者の一犯罪者が檢察当局によつて捕えられ、その者は癩病患者であるという理由から、一般犯罪者を收容する拘留所に收容することができないために、結局取調べもやむやみとなつて、あたかもはれ物にさわるがごとく、そのままただちに癩療養所に送致收容せらるるを常とするのであります。その際癩療養所といたしましても、はなはだ迷惑至極ではございませぬが、やむを得ずこれらの犯罪者を收容するのでございませぬが、その犯罪者を入れる設備がないために、一般患者のおる病室に收容せざるを得ないのを常とするのであります。結局、いかなる犯罪を犯しましても、癩病患者である限り処罰または監禁されないといふことになつてしまるのであります。

さらに驚くべきことは、癩患者の犯罪人と共犯でありますところの健康者の犯罪人がある場合は、結局取調べの煩雜さか避けるため、これも癩患者同様癩療養所に送らるるといふ、まつたく常識をもつてしては判断すること、かできない事実があるのであります。最近私の聞き及びました実例によりまして、殺人犯人が癩患者であるため

秩序はまつたく乱れ、善良な收容患者の不安・迷惑を増長しておるばかりでなく、さらにこれら療養所が一般社会におけるところの犯罪の温床と化しつつある事実であります。

したがって、これが原因のおもなるものは、現在わが國の癩病患者の犯罪者を收容すべき刑務所、あるいはこれに類する特殊なる施設が全然欠如しておること起因するのであります。

たとえば、ここに癩病患者の一犯罪者が檢察当局によつて捕えられ、その者は癩病患者であるという理由から、一般犯罪者を收容する拘留所に收容することができないために、結局取調べもやむやみとなつて、あたかもはれ物にさわるがごとく、そのままただちに癩療養所に送致收容せらるるを常とするのであります。その際癩療養所といたしましても、はなはだ迷惑至極ではございませぬが、やむを得ずこれらの犯罪者を收容するのでございませぬが、その犯罪者を入れる設備がないために、一般患者のおる病室に收容せざるを得ないのを常とするのであります。結局、いかなる犯罪を犯しましても、癩病患者である限り処罰または監禁されないといふことになつてしまるのであります。



に、何ら刑法上の処罰を受けることなしに、そのまま療養所に收容されたばかりでなく、さらに、その共犯者である一健康人をも收容した事実があるものであります。

これらの犯罪者が療養所に移りますると、自身自暴自棄のふるまいをなすばかりか、公然と、自分は殺人を行つてきたのであるが、何らの処罰を受けておらない、癩患者は、どうせ前途に希望がないのであるから、何をやつても差支えない、何をやつても処罰されないと思つて、他の善良なる患者を誘惑いたしまして、病室内において大がかりな賭博を始め、その他種々の忌むべき犯罪を犯して、平然として療養所内の秩序を乱し、またたくの療養所内の暴君と化しつつあるが、これに對して療養所の当局も、またたく手も足も出せぬという状態でありま

す。かつて平和な理想郷であつたところのこれらの療養所は、今やまたたく百鬼横行のちまたと化しつつあるものであります。

さらに寒心にたえないことは、これら犯罪者に限つて、必ず折を見て再び療養所を脱出して一般社会に潜入し、傳染の根源となるばかりか、凶悪犯罪の毒を流すに至るのであります。今にしてこれが対策を講じなければ、その社会的毒の及ぶところ、眞に膚にあわを生ずるものがあるのであります。

六千名の癩病患者は、終戦と同時に日本人職員が引揚げたのを機会に、全部これが脱出をはかりまして、この脱出したしました六千名の癩患者の大部分は、あらゆる手段を講じて、日本に向け多数密航して来たのであります。その一例を申し上げますと、兵庫縣の尼崎市におけるがごときものであります。これら朝鮮人患者は、日本において一團を組織いたしました。不良なる日本人または朝鮮人と共謀いたしました。いろいろ凶悪なる犯罪を犯しつつあるものであります。そして、彼らの一部が万一警察に捕われましても、前に申し上げた通り、何ら処罰を受けることな

か、あるいは他の強力なる收容方法を考慮するとかいふ対策が要望せられておるのであります。私どもの見るところによりますと、近來厚生省の方針はあまりに結核対策に重点をおき過ぎ、癩対策に對しては関心がないやうであります。この点は、ぜひとも当局の猛省を要するものであります。これは、單に予算の面において現われておるばかりでなしに、他の部面においても、一例を申し上げますと、現在の医薬品の配給は、先年の配給機構改正の当時、これによつて今後は医薬品は円滑に出まわると当局が確約せられたにかかわらず、今年一月から三月までに約八百名近くを收容いたしましたところの一療養所に配給せられまされた医療用織製製品は、驚くべきは、驚くべきは一本もないのであります。ガゼがわずかに三千メートルという状態でありま

す。御承知のごとく癩患者は、ほとんどすべて全身に多数の傷をもつておるのを常といたしますが、療養所長の話を伺ひました。この夏は、十分傷のほりたい交換ができないために、おそらく入院患者の傷をもつておる者は全部うじがわくということを言つておるのであります。これに反しまして國立結核療養所は、日光が直接患者に當ると有害であるという理由から、歴大なカーテン地が割り当てられておるというのを聞いておるのであります。この一例をもつていたしまして、前途に光明のない、われらの犠牲者たる癩患者に、さらに温かき同情ある恩恵を與えられんことを熱望するものであります。

さらに、これらの癩療養所に勤務いたしておられますところの職員の待遇問題であります。これらの職員は、まつたく犠牲的崇高なる同胞愛に燃え、自己の危険を顧みず、みずから進んで療養所内に入りこんでおるのであります。その待遇は最も意を用いなければならぬことは当然であります。御承知のごとく、癩患者のほとんど多数は、癩病そのもので死亡する者は少なく、大多数の死亡の原因は結核であります。癩療養所に従事しておるところの職員は、予防消毒をいたしますから、癩病には感染しにくいのでござい

ますが、空気が傳染をいたします結核が結局癩患者からうつされまして、憐愍たる状態になることが非常に多いのであります。ところが、現在これらの職員の待遇はきわめて粗悪でありまして、漸次職員は減少の一途をたどるばかりでなしに、看護婦のごとき、ほとんど志望者がなく、実情に遭遇しておるのであります。これに對しては、ぜひとも従業員を増員し、十分なる休養の期間を與え、また職階制に對しても深甚なる考慮を拂うべきものであります。さらにまた、草津問題の例に徴しまして明らかであります。これらの職員に万一過失あつた場合に、その責任を明らかにすることは当然であります。その処罰にあたりましては、仕事の性質に鑑み、苛酷にわたらないよう特に十分注意を要すると存する次第であります。

最後に、癩に對する學術研究についてであります。現在の癩療養所は、研究機關きわめて貧弱でありまして、かつては世界に最も卓越しておりました

わが國の癩研究も、次第に列國より落伍せざるを得ない現状であります。たとえば、癩病の特効薬である大風子油は、目下はなほ入手困難であります。これが代るべきものとして、すでに米國においてはズルフォン剤の一種たるプロモンの効果が実証せられ、わが國の癩学者もこれを十分認めておるのであります。研究施設なきため、これが根本的基礎研究の不可能なる現

状でありまして、かつて原子爆弾またはベニリン等の研究に關し、当局の無理解から百年の悔を残した愚かさを繰返さんとしておるのであります。國家財政の緊迫しているわが國の現状として、癩療養所内に十分なる研究施設を設けることの不可能なることは当然であります。少くとも癩療養所に勤務される有能にして忠実なる医員をして、内地留學の制度のもとに、内地の各大学の研究室に派遣し、これが研究をなさしむるならば、十分その目的を達し得るのみならず、職員優遇の一端ともなるものと考ふる次第であります。

以上の諸点につき、まず法務總裁に對し、第一に、いかなる理由により癩患者の犯罪人は一般人と同じく取調べ並びに処罰を受けておらないのであるか。第二、癩患者の犯罪に對しこれを処罰拘禁しておられるといたしますならば、いかなる方法によつてこれをなしておるか。第三に、いかなる理由により、癩患者とその共犯がある場合に、その共犯者たる健康人もまた癩療養所に入れなければならないか。以上の諸点につき、法務總裁の明確なる答弁を要求する次第であります。

次に厚生大臣に対して、次の諸点の答弁を希望する次第であります。第一に、朝鮮人癩患者の帰國を連合軍と交渉の上、朝鮮の癩療養所にこれを送還する方法を講ぜられてはどうか。第二には、癩療養所内に犯罪者を收容する特殊施設—刑務所のごとき施設を緊急に設ける意思があるかどうか。第三番目は、癩患者收容に對し、單に無力なる保健所のみに一任することなく、強力なる措置を講ずる意思があるかどうか。第四番目に、癩対策を結核対策同様重点視し、予算の面においても医薬品配給の面においても、これが実現を期する御意思があるかどうか。第五は、癩療養所の職員待遇に關し、速やかに連合軍關係方面に十分の交渉了解に努力されて、その増員並びに職階制につき深甚の考慮を拂はれること。第六、癩療養所の医員に對し内地留學の制度を設け、癩研究の發展に資せらるる御意思があるかどうか。以上の諸点につき厚生大臣の御答弁を要求する次第であります。

以上私どもは、対策のよろしきを得れば、今後十箇年をもつてわが國から全部の癩病を撲滅一掃し得ると信ずるものでございますが、われら健康人の犠牲となり、孤独なる生活をしておる不幸なる同胞のため、いさしく眞剣かつ温情ある施策の講ぜられんことを熱望いたしましたして、私の緊急質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣鈴木義男君答壇〕  
○國務大臣(鈴木義男君) 榎原君から癩患者の犯罪について御質問でありましたが、癩患者の犯罪はまことに困つた問題でありまして、もとより檢察官

としては、區別をして取扱うよりなごとはないであります。しかしながら、癩患者であるということを見いだすすれば、できるだけ通常の刑務所に收容せずに、特別の刑務所に收容をするか、あるいは病院に送付いたしましたして、病院について調査をし、あるいは取調べを継続するといふようにいたしておるのであります。ただいま刑務所に特別の病監を設けて癩患者を收容しておる所がありまするが、癩患者としてはいつておりまするが、癩患者かでありまして、大体は通常の癩病院の方に委託してある次第であります。

癩病患者を保健所等で発見いたしました患者が病毒傳播のおそれがあることになりまして、都道府縣知事の警察と協力いたしまして、これらの患者を國立癩療養所に強制入所させることができることに相なつております。

なお、厚生省の癩予防対策が結核対策のように重点的ではないのではないかと御質問であります。決してそういうわけではないのであります。厚生省といたしましては、現在約二千三百の未收容者がありますが、これを全部收容いたすべく努力をいたしております。そのために癩療養所の病床も約一万の準備がありますので、現在十分これらの人を收容し得ることと考えております。なおこのほかに、これは大よそであります、約千名の患者があると考えられますので、この発見にも大いに努力をいたしたいと存じておるのであります。昨年癩予防法の補助率を改正いたしましたして、在來の六分の一を二分の一に引上げましたので、これらの対策も今後円滑に行われるであらうと期待をいたしておるのであります。

〔國務大臣(鈴木義男君) 榎原君から癩患者の犯罪について御質問でありましたが、癩患者の犯罪はまことに困つた問題でありまして、もとより檢察官

な設備にいたしたいということ考慮いたしておる次第であります。なお問題の重要性に鑑みまして、できるだけ努力いたすつもりであります。

〔國務大臣(竹田儀一君) 參議院の引揚同胞委員会に参つておりまして、癩療養所の御質問の全部を聴きませなかつたので、あるいは落ちるところがあるかも知れません。その場合は、さらに答弁をさせていただきます。

癩病患者を保健所等で発見いたしました患者が病毒傳播のおそれがあることになりまして、都道府縣知事の警察と協力いたしまして、これらの患者を國立癩療養所に強制入所させることができることに相なつております。

なお、厚生省の癩予防対策が結核対策のように重点的ではないのではないかと御質問であります。決してそういうわけではないのであります。厚生省といたしましては、現在約二千三百の未收容者がありますが、これを全部收容いたすべく努力をいたしております。そのために癩療養所の病床も約一万の準備がありますので、現在十分これらの人を收容し得ることと考えております。なおこのほかに、これは大よそであります、約千名の患者があると考えられますので、この発見にも大いに努力をいたしたいと存じておるのであります。昨年癩予防法の補助率を改正いたしましたして、在來の六分の一を二分の一に引上げましたので、これらの対策も今後円滑に行われるであらうと期待をいたしておるのであります。

〔國務大臣(鈴木義男君) 榎原君から癩患者の犯罪について御質問でありましたが、癩患者の犯罪はまことに困つた問題でありまして、もとより檢察官

な設備にいたしたいということ考慮いたしておる次第であります。なお問題の重要性に鑑みまして、できるだけ努力いたすつもりであります。

〔國務大臣(竹田儀一君) 參議院の引揚同胞委員会に参つておりまして、癩療養所の御質問の全部を聴きませなかつたので、あるいは落ちるところがあるかも知れません。その場合は、さらに答弁をさせていただきます。

癩病患者を保健所等で発見いたしました患者が病毒傳播のおそれがあることになりまして、都道府縣知事の警察と協力いたしまして、これらの患者を國立癩療養所に強制入所させることができることに相なつております。

なお、厚生省の癩予防対策が結核対策のように重点的ではないのではないかと御質問であります。決してそういうわけではないのであります。厚生省といたしましては、現在約二千三百の未收容者がありますが、これを全部收容いたすべく努力をいたしております。そのために癩療養所の病床も約一万の準備がありますので、現在十分これらの人を收容し得ることと考えております。なおこのほかに、これは大よそであります、約千名の患者があると考えられますので、この発見にも大いに努力をいたしたいと存じておるのであります。昨年癩予防法の補助率を改正いたしましたして、在來の六分の一を二分の一に引上げましたので、これらの対策も今後円滑に行われるであらうと期待をいたしておるのであります。

して、決して難観いたしておりませんことを申し上げておきます。

なお、職員の待遇が十分でありませんことはまことに残念であります。が、厚生省といたしましては、これら職員の待遇向上には常に努力をいたしてまいりましたが、特に近く実施される職階制によりまして、できるだけ均衡をはかり、改善をいたしたいと存じておるのであります。なお、あつて危険の多い、過勞なこれらの従業員の職務に對しましては、特殊勤務手当というものが支給いたしたく、目下關係方面と折衝中であることをお答えいたしておきます。

なお研究機關の拡充について、大いにやれという激励のお言葉をいただいたのであります。この問題はきわめて重要な問題でありまして、現在國立予防衛生研究所及び癩療養所等におきまして、これが研究をいたしておるのであります。プロマンのお話もありましたが、開きますところによると、内地にも、それと同程度くらいのもので大阪方面で発見されたるやに聞いておるのであります。まだ十分なる実績をあげたと聞いておらないことを残念に思つております。今後ともできるだけ予算を計上いたしまして、万全の処置を講じたいと思つております。(拍手)

〔國務大臣(鈴木義男君) 榎原君から癩患者の犯罪について御質問でありましたが、癩患者の犯罪はまことに困つた問題でありまして、もとより檢察官

な設備にいたしたいということ考慮いたしておる次第であります。なお問題の重要性に鑑みまして、できるだけ努力いたすつもりであります。

〔國務大臣(竹田儀一君) 參議院の引揚同胞委員会に参つておりまして、癩療養所の御質問の全部を聴きませなかつたので、あるいは落ちるところがあるかも知れません。その場合は、さらに答弁をさせていただきます。

癩病患者を保健所等で発見いたしました患者が病毒傳播のおそれがあることになりまして、都道府縣知事の警察と協力いたしまして、これらの患者を國立癩療養所に強制入所させることができることに相なつております。

なお、厚生省の癩予防対策が結核対策のように重点的ではないのではないかと御質問であります。決してそういうわけではないのであります。厚生省といたしましては、現在約二千三百の未收容者がありますが、これを全部收容いたすべく努力をいたしております。そのために癩療養所の病床も約一万の準備がありますので、現在十分これらの人を收容し得ることと考えております。なおこのほかに、これは大よそであります、約千名の患者があると考えられますので、この発見にも大いに努力をいたしたいと存じておるのであります。昨年癩予防法の補助率を改正いたしましたして、在來の六分の一を二分の一に引上げましたので、これらの対策も今後円滑に行われるであらうと期待をいたしておるのであります。

〔多賀安郎君答壇〕  
○多賀安郎君 私は、鉄鋼生産に關し商工大臣に質問いたしたいと思つております。

全産業復興の不可欠の要素であり、かつた多くの場合、その國、その民族の文化的経済尺度ともいわれる鉄鋼が、終戦以來やまやますれば重点産業の國外に追出されたかの印象を興え、忘れられがちな感なしとしないことは、わが國經濟再建の途上において、きわめて遺憾に存するのであります。敗戦によつて手痛い打撃をこうむつたわが國産業の生産水準は、今日わずかに戦前の三割を維持するに及々たる状態であり、わけても、重要産業の基礎資材とも申すべき鉄鋼に至つては、文字通り毀滅的打撃を喫し、戦前の一割程度にすぎないという慘憺たる現状であります。なるほど、昨年一月ごろにおきましては、一應石炭とともに最重点産業のわく内にあつたのであります。ところが、昨年十月ごろからは、電力事情等の制約から、再び縮小再生産の過程に入り、一月からは遂に十萬トンの線を割つて、二年前の悲境に追いこまれてしまつたのであります。

申すまでもなく鉄鋼の用途は、單に大砲や軍艦のごとき兵器に限られていたのではなく、食糧増産のための農機具にいたしましては、交通施設にいたしましては、平和的國民生活の文化水準は、すべてをその基礎資材を鉄鋼にまつておるのであります。さればこそ、極東委員会におきましては、わが國に保有すべき鉄鋼が二百萬トン、鋼塊三百五十トンがそれと論議され、さらにストライク案それと米國國務省案として新聞に傳えられるところによれば、

〔國務大臣(鈴木義男君) 榎原君から癩患者の犯罪について御質問でありましたが、癩患者の犯罪はまことに困つた問題でありまして、もとより檢察官

な設備にいたしたいということ考慮いたしておる次第であります。なお問題の重要性に鑑みまして、できるだけ努力いたすつもりであります。

〔國務大臣(竹田儀一君) 參議院の引揚同胞委員会に参つておりまして、癩療養所の御質問の全部を聴きませなかつたので、あるいは落ちるところがあるかも知れません。その場合は、さらに答弁をさせていただきます。

癩病患者を保健所等で発見いたしました患者が病毒傳播のおそれがあることになりまして、都道府縣知事の警察と協力いたしまして、これらの患者を國立癩療養所に強制入所させることができることに相なつております。

なお、厚生省の癩予防対策が結核対策のように重点的ではないのではないかと御質問であります。決してそういうわけではないのであります。厚生省といたしましては、現在約二千三百の未收容者がありますが、これを全部收容いたすべく努力をいたしております。そのために癩療養所の病床も約一万の準備がありますので、現在十分これらの人を收容し得ることと考えております。なおこのほかに、これは大よそであります、約千名の患者があると考えられますので、この発見にも大いに努力をいたしたいと存じておるのであります。昨年癩予防法の補助率を改正いたしましたして、在來の六分の一を二分の一に引上げましたので、これらの対策も今後円滑に行われるであらうと期待をいたしておるのであります。

ば、このように極東委員会の数字をはるかに上回るべき情勢にあるのであります。もちろん、許可されるこれらの鉄鋼は、産業機械なり建築復興資材として、あらゆる平和的、文化的用途への自由が認められるのであります。

しかるに、現在までの調査によれば、わが国内の鉄鉱石は、生産許可数量をフルに継続するとすれば、わずか数年間にして国内の鉄鋼源は枯渇し、その後は全面的に輸入にまつほかないという、眞に寒心すべき状態におかれていたのであります。あまりに目先の事象にとらわれるに急にして、このような鉄鋼事情に目をおきながら、基礎工事な百年の設計に落ちこみ、日本経済の再建など、とうてい望むべくもないと思つております。

そこで、これが対策の一つとして、必然的に少量をもつて最大の効果をあげるべく、鉄鋼の品質向上による性能の完全なる発揮を考究し、一方においては、不足する数量の最小限を輸入の懇請にまたなければならぬと思つております。かかる方向に指向いたさない限り、わが国の工業水準が世界市場の列に伍していけないのみならず、国内の需要にさえ、きわめて近い将来に行詰りを喫することは必至であります。鉄鋼源を無限に賦すると言われる米國を初め、鉄鋼源に恵まれたその他の先進諸國におきましても、鉄鋼源節約の目的を含めた優良鉄鋼の生産に非常なる苦心と努力を注いでおる現状であります。

わが國におきましても、近時この点を重視して、日本鉄鋼協議会なり、全

國鉄復興協議会なりが、鉄鋼生産を担う労働者並びに業者諸君とともに、この線に沿つて活動いたしておることは、きわめて適切な行き方であると思つております。しかしながら、鉄鋼の生産対策として、これら当事者の適切な努力と車の両輪をなすべき鉄鋼行政の不備弱体は、今日わが國における鉄鋼生産の上に大なるネックをなしていると思つております。すなわち、鉄鋼行政の拡大強化が強く要請されておるゆゑんであります。

現に、鉄鋼とともに重点産業のわく内にある石炭、電力、肥料等に対しては、それら石炭廳なり電力局なり肥料部なりが確立されて、いずれも行政の一元化のもとに、強力にその施策が推進されているのであります。もちろん、行政整理によつて苦しい國家財政の歳出を抑制したことは現下の急務であります。しかしながら、重点産業、特に鉄鋼の飛躍的増産を通じて全産業施設にその基礎を興え、現下のインフレーションを根本的に解決する方途も、軽く扱つておるべきでない問題であると思つております。

しかも、私の強く主張いたします鉄鋼行政の拡充強化は、國家財政の歳出を伴う人員増加ではないのであります。すなわち、かつての鉄鋼局が、終戦後は釜山局に属する一鉄鋼課に圧縮され、さらに同じ系統の鑄鋼、鍛鋼、鑄鉄等は、いずれも機械局に配置されているのであります。鉄鋼に限らず、かくてはすべての行政体系はばらばらに分裂して、総合的計画性を失ひ、事務の複雑と非能率の集約的形態を露呈いたすばかり何ものもないのであります。

す。なるほど鉄鋼局が鉄鋼課に縮小されたのは、鉄鋼行政の権限が廣汎に日本鉄鋼協議会に委譲されたからでありましようが、鉄鋼行政の権限が依然として政府官廳に集中され、さらには司令部との連絡、独占禁止、過度経済力の集中排除、企業の整備、賠償工場の措置、残存工場に対する生産方針、鉄鋼統制令停止による生産資材の割当等のごとく、その所管内容がきわめて歴大なるにおきましても、一鉄鋼課をもつては、とうてい背負いきれるものでないことは当然と言ひべきであります。むしろ鉄鋼課であつた戦時中は、軍部の一方的傳達機關にすぎず、その事務はきわめて單純であつたのであります。國家財政の歳出に何らの影響をもたらずともなく、現存し分散している同じ系統の行政機關を集約いたしましたして、鉄鋼課を鉄鋼局に昇格せしめ、少数精銳の能率主義行政によつて、一元の総合計画のもとに優良鉄鋼の増産をはかることが、深刻な現下のインフレーション克服に欠くべからざる大きな要素となることを私は固く信ずるのであります。

方についてどう考へておられるか、商工大臣の御答弁を承りたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣水谷長三郎君登壇〕  
○國務大臣(水谷長三郎君) 多賀議員の御質問にお答えいたします。

鉄鋼が日本経済再建のために不可欠の基礎物資であることは申すまでもないのでございまして、商工省といたしましても、決してこれが生産を輕視しておらないのでございまして。特に御案内のように、本年度は経済再建計画の初年度にあたりまして、引続き石炭の増産、電力の補修、輸送力の増強が要請されておるのでございまして、しかも、これらの三つの基礎物資の増産が成るか成らないかといふことは、一鉄鋼増産の裏づけいかんにかかつておる問題でございまして、昨年度以上に強力なる施策を鉄鋼に注入して、全努力を捧げていきたいと考へておる次第であります。

すでに、米國の対日救済費四億二千四百万ドルは昨三日の下院歳出委員会承認され、外資導入も好都合に進んであります。従いまして、これが受入態勢の整備はきわめて喫緊であると思つております。私は、わが國産業の復興に不可欠の條件の一つとして、鉄鋼の生産状況にきわめて大きな関心をもちざるを得ないのであります。政府は、わが國のきわめて乏しい鉄鋼源の現実の上に立つて、いかなる対策を講じておられるか、また鉄鋼行政のあり

原料・資材輸送力の確保には困難が予想されておりますので、今後も引続きあらゆる努力を傾倒いたしまして、目的達成に遺憾なきを期する所存でございます。なお一層の國民的協力をお願いする次第でございます。

第三は、鉄鋼局設置の問題でございますが、以上述べましたような趣旨によりまして、商工省といたしましては、何とか鉄鋼増産の機構的措置を講じたいと考へておるのでございまして、御案内のように、ただいまはできるだけ行政機構を縮小しようという傾向に出ているのでございまして、がゆゑに、御質問の鉄鋼局が設置されるかどうかといふことは、ひとえに國會方面がどうかといふことにかかつておるのでございまして、われわれは、國會の意思がはつきりいたしますならば、その意思を尊重いたしまして善処するつもりでございます。(拍手)

○山本榮二君 大藏大臣の演説に対する質疑は延期し、明五日常刻より本會議を開きこれをなすこととし、本日はこれにて散会されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後三時三十六分散会

出席國務大臣 内閣総理大臣 芦田 均君  
外務大臣 戸田





は現行の物價、給與水準によつており、歳入は現行制度による年間収入見込額の月割額によつて計上してある。

歳入歳出の補正増加額は各、二百四十五億三千余万円であつて、これをすてに成立した四月分暫定予算に加えると、歳入歳出は各、四百九十七億七千余万円となる。歳出のうち主なものをあげると、次の通りである。

- 終戦処理費 六十億円
- 價格調整費 二十億円
- 公共事業費 二十二億円
- うち 災害復旧費 十三億円

- 地方分與税分與金 三十四億円
- 地方警察費國庫負担金 十五億二千余万円
- 復命等への政府出資金 二十五億四千余万円

- 歳入のうち主なものをあげると
- 租稅收入 七百七十一億八千万円
- うち 所得稅 百二十一億二千余万円
- 酒稅 二十二億七千余万円

專賣局益金 五十八億三千余万円

なお、支出と実収入のズレをカバーする大藏省証券の発行限度を二百億圓に拡張している。

二、議決の理由

昭和二十三年年度の本予算の編成が遅延しているのはなほ遺憾であるが、この暫定予算そのものに対しては異議はないとの理由で

可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和二十三年四月三十日  
予算委員会理事 川島 金次  
衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年度特別会計暫定予算補正(特第一号)に関する報告書

一、本予算の内容

この予算は一般会計暫定予算補正(第二号)と同じく、本予算編成の遅延に伴い、五月分の暫定予算として作成された特別会計補正予算である。

従つて積算の基礎は一般会計と同じく現行のものによつてゐる。これに含まれてゐる特別会計の数は既設の二十四特別会計と、今回新設される不正保有物資等特別措置特別会計と合せて二十五である。

各特別会計を通じて補正増加額の総額は

- 歳入 四百七十四億七千余万円
  - 歳出 四百八十一億三千余万円
- であり、これを四月分の暫定予算に加えると
- 歳入 千四百四十一億五千余万円
  - 歳出 千百二十五億五千余万円
- となる。

主な特別会計の歳出額をあげると  
地方分與税分與金特別会計 三十四億円  
食糧管理特別会計 百二十二億余万円

不正保有物資等特別措置特別会計 三千九百九十余万円  
別会計 三十九百九十余万円  
國有鉄道事業特別会計 五十七億五千余万円

通信事業特別会計 三十二億一千余万円

などである。

歳入の面においては、鉄道及び通信の両特別会計において設備建設改良費の財源については公債また借入金によることとし、その金額は

八億円

六億三千余万円

を予定している。このうち五億五千万円を限り、日本銀行に引き受けさせ、又は日本銀行から借り入れることとしてある。

また実収入と支出との時期的ズレをカバーするため、一時借入金の借入、融通証券の発行の既定額を、各特別会計を合計して二百六十億三千余万円に拡張した。

二、議決の理由

種々の事由から本予算の提出が遅延しているのは遺憾であるが、この暫定予算の内容そのものには異議なきものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月三十日  
予算委員会理事 川島 金次  
衆議院議長松岡駒吉殿

小額紙幣整理法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

臨時通貨法により発行した五十銭小額紙幣のうち、富士山及び靖國神社を配したものは、その図柄が適当でないので、本年八月三十

一日限り、その通用を禁止し、速かにこれを回収したいといふのである。

このほか大正六年勅令第二百二号及び大正九年法律第六号により発行した五十銭、二十銭及び十銭の小額紙幣も併せて整理いたさんとするものである。

これらを引き換える期間は、明治二十三年法律第十三号の規定によると、通用廃止の翌日から起算し満五箇年以内となつてゐるが、今回は特に整理を促進するため、これを一年間とし、昭和二十四年八月三十一日までとした。ただ外國その他大藏大臣の指定する地域から引き揚げ、明年八月一日以後本邦に到着した者の所持する分については、到着の日から一月以内は引換ができることとなつてゐる。

次に、その引換事務は日本銀行の本支店及び代理店を取り扱うほか、大藏大臣の定めるところにより、一定期間を限つて、全國の郵便官署及び金融機関においても取り扱うこととし、引換者の便を図ることとしてゐる。

また引換期間の満了する明年八月三十一日において以上の小額紙幣のうち、回収不能のものがあつた場合は、その分については、政府が引換義務を免れたものであるから、直ちに歳入に受け入れることとする。

二、本案の可決理由

臨時通貨法により発行した小額紙幣のうち図柄が適当でないものを

を速かに回収し、併せて大正六年勅令第二百二号及び大正九年法律第六号により発行した小額紙幣を整理する必要があるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年四月三十日  
財政及び金融 早稻田柳石エ門  
副委員長  
衆議院議長松岡駒吉殿

不正保有物資等の対價を登録國債で決済することに関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本邦經濟再建に対し最も障害となつてゐるものは、原材料、燃料等の物資の不足であつて、これを打開するため、極力生産の増強に努めるとともに、海外よりの輸入についても連合軍最高司令部の援助を懇請してきてゐる次第である。

しかしながら海外よりの支援を仰ぐためにはもとより、日本國民自体において最善の努力をいたすことが前提であつて、この意味においても國內のいわゆる闇物資その他不正物資及び遊休物資の總ざらいを断行し、これを經濟再建のために活用することは、対内対外両面において極めて緊要なことを考えられるのである。

この種の方策としては、一昨年二月隱匿物資等緊急措置令を公布し、更にその後指定生産資材在庫調整規則を制定実施してきた外、現在中央及び地方に遊休物資活用委員会を設置し、いわゆる闇在物資の

摘発活用を努めておるのであつて、隠匿物資特別委員会においてもこれが推進に努めてきた。

しかしながら潜在物資に関する措置についてなお一段と整備改訂を必要とするものがあつたので、去る三月二十三日に臨時物資需給調整法に基き、過剰物資等在庫活用規則を制定し、これと併行して同月二十七日ポツダム政令に基き重要物資在庫緊急調査令を制定公布したのである。

この過剰物資等在庫活用規則の対象となつてゐるのは、所有又は占有に關して不正の事実があつた不正保有物資と特定の物資であつて、一定の限度を超えて保有されてゐる過剰物資中譲渡命令の対象となるものはすべて政府自ら買い上げることにし、別途その設置について提案されてゐる不正保有物資等特別措置特別会計に吸収せしめることとなつてゐる。しかしこれらの場合においては、その物資はいずれも不法に隠匿退蔵され、又は流通秩序を亂してかき集められた物資であるかあるいは当面使用する見込のない過剰の数量を保有しながら、これが活用に協力せざる等のため、やむを得ず強権を以てこれを國家が買上げするに至つたものである。従つてその買上げに際しては、経済復興に非協力の故を以て一般の場合に比し取扱を區別し、條件を厳にするものとむしる至当であると考へられるので、ここにこれらの物に對する對價の決済は國債を以てするこ

とし、その利率も一般の國債に比して低率とし、しかも流通力を剝奪した登錄國債とすべきであるとの結論に達し、本案が提出された次第である。

二、本案の可決理由  
臨時物資需給調整法に基き、不正保有物資又は過剰物資を政府が譲り受ける場合において、当該物資の性質に鑑み、その對價を登錄國債で決済することは妥當と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和三十二年四月三十日  
財政及び金 早稻田柳右エ門  
融委員長 衆議院議長松岡駒吉殿

不正保有物資等特別措置特別会計法案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の要旨及び目的  
不正保有物資及び過剰物資の取扱については、臨時物資需給調整法に基き從來は没收せられるものを除く外、任意に没收し行政命令により公園その他のものにおいて譲渡を受けさせたのであるが、これらの物資の性質に鑑み、近く一定の場合においてはその買収、賣拂等を國において行ふことに改めるとともに、この國會は別途提出中の不正保有物資等の對價を登錄國債で決済することに關する法律案により、その對價を登錄國債で決済することにしようとするものである。この場合において、これらの物資の取得、賣拂等に関する歳入歳出は特別に整理して、不正保

有物資等の取得及び処分状況を明確ならしめるのが適當と思われるのである。

よつてこの特別会計を設置することとしたのであるが、その主な内容はこの会計において不正保有物資等の買収賣拂等を行うこととし、従つて買収の對價として交付する登錄國債の額面總額に相當する金額は、これをこの会計の積立金として留保し、將來における当該登錄國債の償還財源に充てることとし、なお、この会計の決算上剰余を生ずる場合にはこれを一般会計に繰り入れ、不足するときは、これを一般会計より補てんしようとするものである。

なお、臨時物資需給調整法に基いて没收せられた不正保有物資も商工大臣の指定する特定の物資を除いては、その性質に鑑み、この会計に帰屬せしめることとし、また從來公園より支拂つてゐた潜在物資に關する情報提供者に支給する報償金は、その性質上、國が直接この会計の負担において支給するのが適當と思はれるのである。またこの会計の行方買収、賣拂等の業務は、これを各公園又は他の各特別会計の管理廳をして取り扱わしめることとし、これらの規定を設けたのである。

二、本案の可決理由  
臨時物資需給調整法に基いて、國が不正保有物資及び過剰物資の取得、賣拂等を行うため、あらたにこれに關する特別会計を設置する必要のあることを認め、これを

可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和三十二年四月三十日  
財政及び金 早稻田柳右エ門  
融委員長 衆議院議長松岡駒吉殿

金資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の要旨及び目的  
今回改正しようとする第一点は、金資金の不足を補正するため一般会計からの繰入金金の限度額の拡張である。繰入金金の限度額についてはさきにとりあえず一億円の繰入限度額を規定したのであるが、なお、この年度中五月以降において五億円の不足を生ずる見込であるので、さきの一億円の限度額に更に五億円を増額して六億円とし、金資金の運用を円滑にしようとするものである。

第二点は、金資金の運用範圍に關する規定の整備である。現在運用範圍を明かにすることとするにとり、今後運用の対象から除外するのを適當と認められる帝國銀行株式會社等の株式等をその範圍から除こうとするものである。

第三点は、現行法第二條及び同附則第二項の規定の整備であるが、これらの規定は、既にその使命をおえて現在不要となつた規定

であるので、これを整理しようとするものである。

改正の主なる点は以上の三点であるが、この機会に金資金特別会計法の規定内容をさきに制定せられた財政法の趣旨に適合せしめるため、所要の改正を併せ行ふこととしたものである。

二、本案の可決理由  
金資金運用の現状に鑑み、同資金の不足を補正するための一般会計からの繰入金金の限度額を引き上げて、その運用を円滑にする必要があり、また金資金特別会計法の規定の整備を圖る必要がある。以上の理由によりこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和三十二年四月三十日  
財政及び金 早稻田柳右エ門  
融委員長 衆議院議長松岡駒吉殿

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の要旨及び目的  
地方公共團體の職員に關する職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に關して、規定すべき地方公務員法案については、さきに國會の審議を経て、昭和三十二年法律第十四号を以て、地方自治法の一部を改正し、昭和三十二年五月一日までに、これを國會に提出しなればならぬことと致したのであるが、その後該般の情勢により、當時予定した如く本年五月一日までに國會に提出することは、

到底不可能となり、更にその提出時期を延長するの已むなきに至つたので、これを昭和二十三年十二月三十一日まで提出しなければならぬことと改めたのである。

二、議決の理由  
地方公共団体の職員に關して規定する法律は、これを昭和二十三年五月一日までに国会に提出することができなくなり、昭和二十三年十二月三十一日までその提出期限を延長することは、諸般の情勢により、已むを得ないと認められたので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和二十三年四月二十日  
治安及び地方 坂東幸太郎  
制度委員長  
衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納税の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的  
政府は、さきに本年に限り所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納税に關し、特例を設けて、所得税法の改正案が国会で可決された後改正規定に従つて所得税の四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにしたのである。目下政府は、貸銀物等經濟諸情勢の推移等に照し、租税負担を軽減するため具体案を検討中であるが、諸般の事情によりその提案の時期が予定よりも遅延することとなつたので、本年に限り、

所得税の四月予定申告書は六月一日の現況によつて記載し、六月一日から同月三十日まで提出することとし、また所得税の第一期の納期も六月一日から同月三十日までとしてそれぞれ二箇月繰り延べることとする。第二期の納期も八月一日から同月三十一日までとして、一箇月繰り延べる必要があるのである。なお、これに伴い所得税の七月予定申告書及び七月修正予定申告書についても八月一日から同月三十一日まで提出することとしたのである。

二、本案の可決理由

經濟情勢の推移に應じ、租税負担の公正を期する等のため、所得税法の改正案を目下検討中であるので、所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納税に關する特例に關して改正を加えることにも、七月予定申告書及び修正予定申告書の提出並びに第二期の納税についても特例を設ける必要がある。これが本案を可決した理由である。

右報告する。  
昭和二十三年四月二十八日  
財政及び金融 早稲田柳右エ門  
融委員長  
衆議院議長松岡駒吉殿

政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案(内閣提出)に關する報告書  
一、議案の要旨及び目的  
製造たばこの賣上を増進し、專賣益金の確保を図るため本年四月一日から五月三十一日までの間に於いて、製造たばこの購入者に対

して発行する福引券に關する当せん金の支拂その他の事務については、政府が個々の当せん者である債権者に対して、直接当せん券を検査した上、別々に小切手を振り出すことは、事務の不円滑を來すので、この種の事務の取扱に經驗を重ねている日本勧業銀行に委託してこれを行わせることが適當と思はれるのである。これに伴い当せん金の支拂に必要な資金を同行に交付するとともに、委託事務の取扱に要する費用についても概算拂をすることができるようになる必要があるものと認め、本案が提出された次第である。

二、議案の可決理由

政府が発行する福引券に關する当せん金の支拂その他の事務について、その円滑化を図るため、これを日本勧業銀行に取り扱わせる必要がある。以上の理由によりこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和二十三年四月二十八日  
財政及び金融 早稲田柳右エ門  
融委員長  
衆議院議長松岡駒吉殿

大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書  
一、議案の要旨及び目的  
大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入歳

出は、別途提案された昭和二十三年度特別会計暫定予算補正(特第一号)に計上してある如く、五月分の歳出としては、人件費及び事務費、預金利息、他会計への繰入金、給與特別措置費等合計一億二千九百九十一万七千円を要するのであるが、この会計の固有の歳入は、預金部資金の運用による利子、有價証券の償還による益金等七百五十二万二千円であつて、差引一億二千二百三十九万五千円の歳入不足を生じているのである。

この歳入不足については、本会計の性質、健全財政等の見地から、これを一般会計から繰り入れることとするのを適當と考へるのである。

このためには、大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律に規定してある繰入金金の限度額、即ち、一億三千二百一十四千円を、一般会計からの繰入額一億二千二百三十九万五千円だけ引き上げる必要がある。本案が提出された次第である。

二、本案可決の理由

大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における收支の状況に鑑み、同会計に対する一般会計からの繰入金金の限度額を引き上げる必要があるものと認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和二十三年四月二十八日  
財政及び金融 早稲田柳右エ門  
融委員長  
衆議院議長松岡駒吉殿

〔第四十五号参照〕  
製造たばこ「新生」の價格の改定に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

製造煙草「新生」は昨年十一月一日より十本あたり四十円の定價を以て發賣せられたのであるが、賣行が思わしくないので、本年二月初旬福引券附賣出しを実施し、歳入確保に努めたのであるが、昨年度四十二億本の販賣計画に対して約六〇%の販賣成績を収めたに過ぎず、なお二十億本の賣残りがあつたので、これを現在のままの價格で販賣するとすれば賣りつくすまでに長日月を要し、その間煙草を更に蔓延させることもなり、また氣候の關係からも品質が悪くなる虞もあるので、この際「新生」の定價を十本あたり二十円に値下げして、これを短期間に賣りつくし、專賣益金を確保するとともに、聞煙草の防止にも役立たせたいと考へ、本案が提出された次第である。

二、本案の可決理由

專賣益金の確保を期し、製造たばこ「新生」を短期間に賣りつくすため、その定價を改める必要があるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。  
昭和二十三年五月五日  
財政及び金融 早稲田柳右エ門  
融委員長  
衆議院議長松岡駒吉殿

定價 一冊 二四二〇銭

發 東京都新宿区市ヶ谷本村町  
印刷局